



各 位

平成 25 年 12 月 2 日

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 執行役員 IR 部シニアオフィサー 松本 忍
(TEL. 03-6238-3000)

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ネットメディア
代表者名 代表取締役社長 後藤 克弘
問合せ先 経営管理部 シニアオフィサー 松永 明生
(TEL. 03-6238-3670)

子会社による株式会社ニッセンホールディングス株式（証券コード：8248）に対する公開買付けの開始、第三者割当増資の引受け、及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

セブン&アイ・ホールディングス（以下「当社」といいます。）の完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディア（以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。）は、平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、株式会社ニッセンホールディングス（証券コード：8248、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及び対象者の第三者割当増資の引受け（以下、本公開買付けと当該引受けを総称して「本取引」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社、セブン&アイ・ネットメディア及び対象者との間において、本日付けで資本業務提携契約を締結しております。また、本公開買付けが成立した場合、本取引を通じて、対象者は当社の連結子会社となる予定です。

詳細は、添付にあるセブン&アイ・ネットメディア発表の「株式会社ニッセンホールディングス株式（証券コード：8248）に対する公開買付けの開始、第三者割当増資の引受け、及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. セブン&アイ・ネットメディアの概要

所在地	東京都千代田区二番町 8 番地 8
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 後藤 克弘
事業内容	セブン&アイグループの IT/サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社
資本金	7,665,000,000 円

2. 今後の見通し

本取引、並びに資本業務提携契約締結の当社連結業績に与える影響は軽微ですが、中長期的に当社業績の向上に資するものであります。

以 上

本資料は、株式会社セブン&アイ・ネットメディア（公開買付者）が株式会社セブン&アイ・ホールディングス（公開買付者の親会社）に行った要請により、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本資料(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

本資料には、株式会社ニッセンホールディングス株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る資料又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、セブン&アイ・ネットメディア及び当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。

各 位

平成 25 年 12 月 2 日

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ネットメディア
代表者名 代表取締役社長 後藤 克弘
問合せ先 経営管理部 シニアオフィサー 松永 明生
(TEL. 03-6238-3670)

株式会社ニッセンホールディングス株式（証券コード：8248）に対する公開買付けの開始、
第三者割当増資の引受け、及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

株式会社セブン&アイ・ネットメディア（以下「当社」または「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、株式会社ニッセンホールディングス（証券コード：8248、東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及び対象者の第三者割当増資の引受け、並びに当社、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び対象者との間における資本業務提携契約の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在において、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「セブン&アイHD」といいます。）がその議決権の 100%を所有する完全子会社です。

当社は、平成 25 年 12 月 2 日開催の当社取締役会において、当社、セブン&アイHD及び対象者との間で、平成 25 年 12 月 2 日付で、当社を含むセブン&アイHDグループ（セブン&アイHD及びその子会社（95 社）・関連会社（21 社）を「セブン&アイHDグループ」といいます。）と対象者グループ（対象者及びその子会社（25 社）・関連会社（1 社）を「対象者グループ」といいます。）が互いに協力して継続的に発展していくこと、並びに対象者株式に対する公開買付け及び第三者割当ての方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社とすることを目的とする資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。本資本業務提携契約の概要につきましては、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「④本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。）を締結し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式を対象に本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際し、当社は、対象者の筆頭株主であるユーシーシーホールディングス株式会社（保有株式数：12,683,500 株、対象者が平成 25 年 11 月 1 日に提出した第 44 期第 3 四半期報告書（以下「第 44 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 9 月 20 日現在の対象者の発行済株式総数（63,473,832 株）から、対象者が平成 25 年 10 月 25 日に公表した「平成 25 年 12 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「第 44 期第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 25 年 9 月 20 日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707 株）を控除した株式数（60,676,125 株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）：20.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。）、以下「UCC」といいます。）、第二位株主である合同会社THN（保有株式数：3,516,000 株、所有割合：5.79%、以下「THN」といいます。）及び第三位株主であるTHN Cayman, Inc.（ティーエイチエヌ ケイマン インク）（保有株式数：2,244,900 株、所有割合：3.70%、以下「THNケイマン」といいます。）との間で、平成 25 年 12 月 2 日付でそれぞれ公開買付応募契約（以下、当社とUCCとの間で締結した公開買付応募契約を「本UCC応募契約」、当社とTHNとの間で締結した公開買付応募契約を「本THN応募契約」、

当社とTHNケイマンとの間で締結した公開買付応募契約を「本THNケイマン応募契約」といい、これら3つの契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結し、それぞれが保有する対象者株式の全て(合計保有株式数:18,444,400株、所有割合:30.40%)について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております(本応募契約の概要については、後記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本UCC応募契約の概要」、「②本THN応募契約の概要」及び「③本THNケイマン応募契約の概要」をご参照ください。)。なお、平成24年4月2日提出のUCCの対象者株式に関する大量保有報告書によれば、UCCは、対象者に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により対象者の株式を取得した日から2年間、対象者の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意しておりますが、対象者によれば、対象者とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付で締結したとのことです。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、UCC、THN及びTHNケイマンが保有し、その全てが本応募契約に従って本公開買付けに応募されることが見込まれる対象者株式の数の合計と同数である18,444,400株(所有割合:30.40%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,444,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を30,786,100株(所有割合:50.74%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限(30,786,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けに係る買付予定数の上限(30,786,100株)は、当社の対象者に対する本第三者割当増資(以下に定義されます。)前における完全希薄化ベースの議決権割合(本公開買付けにより当社が保有することになる対象者株式数を分子とし、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者の発行済株式総数(63,473,832株)から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数(2,797,707株)を控除した株式数(60,676,125株)に対象者が平成25年3月18日に提出した第43期有価証券報告書(以下「第43期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成24年7月20日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の目的となる対象者株式数(773,000株(平成25年2月28日現在))を加算した数(61,449,125株)を分母として算出される割合をいいます。以下、これを、「増資前完全希薄化ベースの議決権割合」といいます。)が50.10%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、増資前完全希薄化ベースの議決権割合の計算において同様です。)となる数(但し、100株未満を切り上げた数)に設定しております。なお、対象者の第44期第3四半期報告書によると、対象者の第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日時点をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

一方、対象者が平成25年12月2日に公表した「株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアとの資本業務提携並びに株式会社セブン&アイ・ネットメディアによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付け及び本第三者割当増資(以下に定義されます。)(以下、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。)の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど多様な業態を有する当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、対象者は当社を含むセブン&アイHDグループにおける全てのチャンネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャンネル戦略を共同で推進する中で、競合他社と差別化された商品やサービスの顧客への提案ができるとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての

取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様の判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち湊谷恵雄氏は当社と本UCC応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様です。）第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役（以下「特別利害関係人」といいます。）に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の親会社であるセブン&アイHDの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

さらに、対象者が平成25年12月2日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と合わせて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する完全希薄化ベースの議決権割合（本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が保有することになる対象者株式数を分子とし、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者の発行済株式総数（63,473,832株）から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に対象者の第43期有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的となる対象者株式数（773,000株（平成25年2月28日現在））を加算し（61,449,125株）、さらに本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下、これを、「増資後完全希薄化ベースの議決権割合」といいます。）を50.10%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、増資後完全希薄化ベースの議決権割合の計算において同様です。）とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。なお、対象者の第44期第3四半期報告書によると、対象者の第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日時点をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、本日現在において、セブン&アイHDがその議決権の100%を所有する完全子会社です。セブン&アイHDの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されております。当社を含む複数の企業からな

るセブン&アイHDグループは、5万店以上の国内外店舗ネットワークと、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど、あらゆるお客様のニーズに応える多様な業態を擁し、顧客サービスの向上、店舗網の拡充、商品開発力・調達力、ブランド力の強化等に日々積極的に取り組んでおります。当社は、セブン&アイHDグループのIT/サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社として、平成20年7月に設立され、それ以来、機動的な事業再編や組織再編等を通じて、当該事業分野の事業機会創出及び収益最大化に取り組んで参りました。IT技術の発達とともにお客様の購買行動は大きく変化しており、商品の認知、検討、購買に至る一連のプロセスにおいてお客様は自らの意思であらゆるチャネルを自由に動きながら主体的に購買活動を行うようになりつつあります。こうした中では、全てのチャネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていく、オムニチャネルの考え方が重要となります。「変化への対応と基本の徹底」をスローガンとするセブン&アイHDグループは、こうした本格的なオムニチャネル時代の到来に向け、数多くのリアル店舗とネットを含む多様な業態を擁する強みを活かしつつ、日々進化を続けるIT技術を活用しながら、お客さまのニーズに応える形で、小売業におけるリアルとネットの融合を図るべく、オムニチャネル戦略に取り組んでおります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者グループは、昭和45年の設立以来、お客様に喜んでいただける商品やサービスを、電話カタログやインターネット等を通じて、ダイレクトにお届けすることを事業の根幹として活動を行っているとのこと。また、対象者は、昭和63年10月に株式会社大阪証券取引所(当時)(以下「大阪証券取引所」といいます。)市場第二部にその発行株式を上場し、平成14年12月には大阪証券取引所市場第一部に上場、平成15年7月には東京証券取引所市場第一部に上場しています。さらに、昨年にはギフト専業者として全国約3,000店舗のネットワークを持つシャディ株式会社(東京都港区新橋6丁目1番11号、代表取締役社長 井原章善)及びその子会社を完全子会社化することによりグループに迎え入れ、全国店舗ネットワーク、今後大きな市場となるシニア顧客、コスト競争力のあるギフト・生活関連商品などをあらたに経営資源に加えることができたとのこと。

対象者プレスリリースによれば、対象者グループでは、新たなるニッセングループ中期経営計画「Nissen Vision 50」(対象者の平成25年3月14日付プレスリリース「『新中期経営計画 Nissen Vision 50』に関するお知らせ」をご参照ください。)に基づき、成長戦略の5つの柱である顧客支持ナンバーワン戦略・次世代One-to-One戦略・バリューリーダーMD戦略・オープンユーザビリティ戦略・M&A+アライアンス戦略に基づき、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し鋭意取り組みを進めてきたとのこと。しかしながら、対象者グループの通販事業においては、インターネットや携帯電話、最近ではスマートフォンの急速な普及により、マーケット規模が成長する一方で、業種、業態の垣根を越えた競争が激化しており、通販への顧客のニーズは本や衣料から食品や高額商品まで多種多様に広がっており、また顧客もヤング層からシニア層まで多くの方が通販を活用するようになる中、一層の商品品質やサービスの強化が求められているとのことであり、対象者においては、こうした経営環境の下、国内マーケットにおける盤石な体制と競争優位を築くことが急務となっているとのこと。また、対象者グループのギフト事業においては、冠婚葬祭における返礼ギフトマーケットが成熟する中で、商品やサービス面での量と質を広げ、顧客に魅力のある提案力とコスト競争力を強化する必要に迫られているとのこと。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、このような環境の下、売上の下降トレンドに歯止めをかけ、顧客基盤の再構築と新たなビジネスモデルへのチャレンジのため、財務基盤を早急に改善し、将来の成長に向けた施策の積極的な推進が不可欠と判断しているとのこと。

当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループは、これまで長年に亘り様々な形で対話を繰り返して参りました。その過程で、両グループの企業文化の根幹に「お客様や商品を大切にし、弛まぬ品質向上と、より高い価値を提供し続けることを目指す」という考え方が共通して存在することが確認できました。こうした流れを踏まえ、本年入り後、両グループにて、協業の可能性につき具体的な協議を開始するに至り、その議論を通じて、「共通する価値観を有する両グループが手を合わせ、補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、新しい価値をお客様に提案することができる」との結論に達した次第であります。さらに、両グループの協業を本格的なものとするためには、「お互いを信頼し、共通の利益実現を目指して一心同体のパートナーとして業務を推進していけるよう、資本面でも関係を結ぶことが必要である」という観点

でも一致しました。このため、平成 25 年 9 月頃、セブン&アイHDより、セブン&アイHDないし当社と対象者の間で資本業務提携を行い、対象者が当社の親会社であるセブン&アイHDの連結子会社になることを前提に、セブン&アイHDの完全子会社である当社が本公開買付けを実施する可能性について協議するための提案を行いました。その後、当社は、セブン&アイHDとともに、対象者との間で、資本業務提携の内容や方法等について慎重に協議・検討を行って参りました。

なお、対象者プレスリリースによれば、このような協議・検討の過程で、対象者は、下記「(4) 本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得し、また、対象者のリーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）から法的助言を得たとのことです。

この結果、当社及びセブン&アイHD（以下「当社ら」といいます。）は、対象者株式に対する本公開買付け及び第三者割当ての方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得することにより、セブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力することが、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、セブン&アイHDグループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資するとの判断に至ったことから、平成 25 年 12 月 2 日、本資本業務提携契約を締結し、対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社にすることを決定いたしました。なお、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資は、対象者におけるオンラインショッピングサイトにおける使い勝手やポイント機能の改修などネット対応強化のためのIT投資資金として約 2,000 百万円、本資本業務提携に関連したセブン&アイHDグループ各社の店頭や各種媒体からの新規顧客開発費（カタログやネット・チラシ等のセブン&アイHDグループ顧客向けの顧客開発費用やプロモーション費用等）として約 1,500 百万円、通販商品のコンビニエンスストア受取やセブン&アイHDグループ各社との業務受委託などを実現することにより提携効果を最大化させるためのIT投資や物流投資資金として約 1,500 百万円、財務基盤強化のための金融機関からの借入金の返済資金として約 5,077 百万円（以上、合計約 10,077 百万円）を、それぞれ充当するための資金調達を目的としたものであるとのことです。なお、「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を 50.10%とするために必要な数の株式（但し、100 株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しているため、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 24,732,700 株）のうち全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、その場合はセブン&アイHDグループから借入などの資金面での支援を受けることで、上記項目を実施していくとのことであり、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、セブン&アイHDグループと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定とのことです。

当社を含むセブン&アイHDグループは、今後、セブン&アイHDグループと対象者グループが様々な分野で協業し、オペレーションコストを削減しつつ、より高品質の商品・サービスを、あらゆるお客様に、あらゆるチャネルを通じてシームレスに提供することにより、お客様の利便性と満足度を向上させ、両グループの企業価値をより一層高めることで、両グループのステークホルダーの皆様の負託にも応えることができると考えております。

なお、現時点における主な業務提携の検討内容は以下の通りです。顧客開拓、マーケティング・販促、商品開発・調達、インフラ共有等、多岐に亘り、幅広く相互協力を行なって参ります。

- ①顧客開拓における相互協力
- ②マーケティング、販促における相互協力
- ③取扱商品拡充に向けた相互協力
- ④商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- ⑤物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

セブン&アイHDグループは、本取引を通じた対象者の連結子会社化後、対象者を、セブン&アイHDグループのオムニチャネル戦略推進のための重要な役割を担う子会社の一つと位置付け、上記業務提携の具体化をさらに進めて参ります。

また、当社は、セブン&アイHD及び対象者との間で、平成25年12月2日付で本資本業務提携契約を締結しておりますが、その中で、本取引の完了（本公開買付けにおいて買付予定数の上限と同数又はそれを超える応募があることで、本第三者割当増資に係る払込みが行われない場合においては、本公開買付けの成立をもって本取引が完了したものとします。以下同じです。）を条件として、当社らが、対象者の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに対象者の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、対象者は、当社らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会において上程するために必要な措置及び当社らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとることを合意しており、また、それに加え、当社らが対象者並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、対象者は、対象者の指名・報酬委員会における決定に先立ち、当社らと協議を行うことを合意しております。なお、本日現在における対象者の取締役の人数は9名であり、当社らが指名する権利を有する取締役の人数3名は、その過半数に満ちません。なお、本日現在の対象者の取締役及び監査役のうち、UCCの取締役を兼務している湊谷恵雄氏は、平成26年3月に開催予定の対象者の定時株主総会の終結時をもって、任期満了により退任する予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

①本UCC応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の筆頭株主であるUCC（保有株式数12,683,500株（以下「UCC応募対象株式」といいます。）所有割合:20.90%）との間で、平成25年12月2日付で本UCC応募契約を締結しております。本UCC応募契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 前提条件等

本UCC応募契約においては、(i)当社による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されており、かつ、撤回されていないこと、(ii)当社がUCCに対して表明及び保証する事項（注1）について重大な誤りが存在しないこと、(iii)当社が本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき本UCC応募契約上の義務（注2）が重要な点において全て履行又は遵守されていること、(iv)司法・行政機関等に対して、本公開買付けへのUCCの応募を制限もしくは禁止し、又は、当該応募が法令等に違反する旨を指摘する、いかなる申立て、訴訟又は手続（但し、当該申立て、訴訟又は手続における申立人等の主張が合理的な根拠に基づくものでないことが明らかな場合を除きます。）も係属しておらず、かつ、当該応募を制限もしくは禁止し、又は当該応募が法令等に違反しており、もしくは法令等に違反するおそれがある旨を指摘する、いかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないことを前提条件として、UCCが、UCC応募対象株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、UCCがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に、第三者による対象者株式を対象とした公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、当該対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは本公開買付けに応募する義務を免れ、対抗公開買付けに応募することができるものとされております。

（注1）当社は、本UCC応募契約において、UCCに対して、本UCC応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済開始日において（但し、基準となる日付が明示されている事項については当該日付において）、(i)当社の適法かつ有効な設立及び存続、並びに現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有、(ii)当社の本UCC応募契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能の保有、並びに当社による本UCC応募契約の締結及び履行に必要な社内手続の履践等、(iii)本UCC応募契約の適法かつ有効な締結、当社に対する強制執行可能性等、(iv)本UCC応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる許認可等の適時の適法かつ有効な取得又は履践、(v)本UCC応募契約の締結及び履行の

法令等、当社の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、当社による本UCC応募契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続の不存在、並びに、当社による本UCC応募契約の締結及び履行が当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成しないこと、並びに、

(vi) 本公開買付けの決済開始日において、当社が本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、について表明及び保証しております。

(注2) 当社は、本UCC応募契約において、本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき義務として、本公開買付けを実施する義務、当社の表明保証についての誤りが判明した場合の通知義務、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表に先立つ協議・同意取得義務、本UCC応募契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務のほか、対象者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務を負っております。

(イ) 議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（平成26年3月に開催予定の平成25年12月20日を権利行使の基準日とする対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）を含みます。）において、UCCは、本公開買付けにおいて当社がUCCから買い付けた対象者株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、(i) 当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、UCCは、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、UCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。但し、当該合意に起因して、当社が本公開買付けを当社の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、当社がUCCに対して本公開買付けに係る買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行った場合には、当該合意は効力を失うことも合意しております。

(ウ) 交渉等の禁止

UCCは、本UCC応募契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、UCC応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分、又は本公開買付けと抵触もしくは本公開買付けの実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行わないことを合意しております。もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に対抗公開買付けが開始され、当該対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは当該義務を免れるものとされております。

②本THN応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の第二位株主であるTHN（保有株式数：3,516,000株（以下「THN応募対象株式」といいます。）、所有割合：5.79%）との間で、平成25年12月2日付で本THN応募契約を締結しております。本THN応募契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 前提条件等

本THN応募契約においては、上記「①本UCC応募契約の概要」の「(ア) 前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

(イ) 議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、THNは、本公開買付けにおいて当社がTHNから買い付けた対象者株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、(i) 当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準

日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、THNは、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、THN応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。

（ウ）取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNは、以後対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNケイマンをして、対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しております。

（エ）交渉等の禁止

本THN応募契約においては、上記「①本UCC応募契約の概要」の「（ウ）交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

③本THNケイマン応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の第三位株主であるTHNケイマン（保有株式数：2,244,900株（以下「THNケイマン応募対象株式」といいます。）、所有割合：3.70%）との間で、平成25年12月2日付で本THNケイマン応募契約を締結しております。本THNケイマン応募契約の概要は下記のとおりです。

（ア）前提条件等

本THNケイマン応募契約においては、上記「①本UCC応募契約の概要」の「（ア）前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

（イ）議決権等の行使

本THNケイマン応募契約においては、上記「②本THN応募契約の概要」の「（イ）議決権等の行使」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

（ウ）取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNケイマンは、以後対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNをして、対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しております。

（エ）交渉等の禁止

本THNケイマン応募契約においては、上記「①本UCC応募契約の概要」の「（ウ）交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

④本資本業務提携契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、平成25年12月2日に、セブン&アイHD及び対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約のうち、本公開買付けに関連する部分の概要は下記のとおりです。

（ア）目的

当社らと対象者との間の業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を通じてセブン&アイHDグループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、及び当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社とすることを目的として、本取引を実施する。

（イ）業務提携及び経営体制

（a）当社らと対象者は、下記の内容の業務提携をおこなうものとし、その詳細は別途協議の上決定する。

（i）顧客開拓における相互協力

（ii）マーケティング、販促における相互協力

（iii）取扱商品拡充に向けた相互協力

- (iv) 商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- (v) 物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力
- (b) 当社は、本取引の完了を条件として、対象者の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに対象者の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、対象者は、当社らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会において上程するために必要な措置及び当社らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとる。また、当社らが対象者並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、対象者は、対象者の指名・報酬委員会における決定に先立ち、当社らと協議を行う。
- (ウ) 本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等
 - (a) 対象者は、当社による本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、対象者の取締役及び監査役全員（但し、湊谷恵雄取締役及びスコット・トレバー・デイヴィス監査役を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。
 - (b) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、対抗公開買付けが開始された場合、対抗公開買付けに対して反対の意見を表明するものとする。
 - (c) 対象者は、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）に剰余金の配当議案が提案された場合、当該議案に関して、当社ら又は当社らが指名する者が対象者の株主から議決権の行使の委任を受けるにあたり、必要な協力を行うものとする。
 - (d) 対象者は、会社法第124条第4項に基づき、当社が、本第三者割当増資の払込日（以下「本払込日」といいます。）の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、本第三者割当増資によって当社が取得した対象者株式に係る議決権を行使できるようにする。
 - (e) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本公開買付け、本第三者割当増資及び本業務提携と抵触もしくはこれらの取引の実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行ってはならない。
 - (f) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、第三者から対象者に対して、対象者株式を対象とする対抗公開買付け、買集め行為その他の買付けに関する提案があった場合には、当該提案の内容をできる限り詳細に当社らに報告し、対象者と当社らは、当該提案への対処策及び本資本業務提携契約に定める本公開買付けに係る条件の見直し等につき速やか、かつ誠実に協議するものとする。
 - (g) (i)対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は上記(a)、(b)、及び(e)の義務を免れる。
 - (h) 当社らは、対象者が、(i)本賛同決議を行っていない場合もしくは本賛同決議を撤回もしくは変更した場合又は(ii)対抗公開買付けに反対する旨の意見を表明しなかった場合（当該意見を撤回した場合を含む。）、対象者に対して、金5億円を支払うことを請求することができる。
- (エ) 本第三者割当増資の実施
 - (a) 対象者は、第三者割当ての方法により、以下の内容で当社に対象者株式を割り当て、当社はこれを引き受ける。但し、(i)対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、当社ら及び対象

者は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：24,732,700株

払込金額：1株につき金410円

払込金額の総額：金約10,140百万円

払込期間：平成26年1月29日から同年3月31日まで

その他の：本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

- (b) 当社は、当社が引き受けた対象者株式のうち、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行う。但し、本払込日において、(i)本第三者割当増資に関して対象者が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(ii)本公開買付けに係る決済が開始されていること、(iii)対象者の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、(iv)本資本業務提携契約に基づき、本払込日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、当社がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(オ) 終了事由

本資本業務提携契約は、(i)平成26年2月末日までに本公開買付けが開始されなかった場合、及び(ii)本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合には終了する。但し、その場合でも、上記「(ウ) 本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等」の(h)に記載の義務は存続する。

⑤UCCと対象者との間の合意等

平成24年4月2日提出のUCCの対象者株式に関する大量保有報告書によれば、UCCは、対象者に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により対象者の株式を取得した日から2年間、対象者の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意しておりましたが、対象者によれば、対象者とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付で締結したとのことです。

⑥アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN及びTHNケイマンが対象者と締結している資本提携に関する契約における、対象者株式に関する合意事項の概要

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN、THNケイマン及び対象者は、平成19年1月30日付けで資本提携に関する契約を締結し、(i)THN又はTHNケイマンが対象者株式を第三者に対して譲渡する場合には3ヶ月前までに対象者に対して書面にて通知し、協議を行うこと、(ii)対象者が通知後3ヶ月以内に代替案を書面にて提示し、THN及びTHNケイマンにおいて、当該代替案が通知した提案と同等以上の利益をTHN及びTHNケイマンに対してもたらすと判断した場合には、THN及びTHNケイマンは当該代替案に従うこと等を合意しているとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、当該合意に基づく協議の結果、THNが本THN応募契約を締結すること及びTHNケイマンが本THNケイマン応募契約を締結すること、並びにTHN及びTHNケイマンが対象者株式を本公開買付けに応募することについて、同意しているとのことです。

(4) 本公開買付けの公正性等を担保するための措置

①当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツ株式会社（以下「ニンバスアソシエイツ」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、ニンバスアソ

シエイツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

ニンバスアソシエイツは、対象者の経営陣へのインタビュー、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての当社らへのインタビューを踏まえて、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行い、当社は平成25年11月29日付で対象者株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社はニンバスアソシエイツから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 317円から322円

類似会社比較法 : 371円から379円

DCF法 : 340円から494円

市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値322円、直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）の単純平均値321円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を371円から379円までと算定しております。

DCF法では、対象者から当社が平成25年11月18日及びそれ以降に提供され、対象者プレスリリースにおいてその概要が公表された平成26年度以降の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、本事業計画を参考に当社が検討した独自の業績見込み（なお、当該独自の業績見込みにおいて、本取引及び本資本業務提携による相乗効果を勘案しております。）、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年12月期以降の対象者の業績見込みに基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値を340円から494円までと算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の業績見込みにおいては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるため更に減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためです。

当社は、ニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、対象者株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTHNケイマンとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月2日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり410円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値322円に対して、27.33%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成25年11月29日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値317円に対して29.34%、平成25年11月29日までの過去3ヶ

月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値 320 円に対して 28.13%、平成 25 年 11 月 29 日までの過去 6 ヶ月間の対象者株式の終値(平成 25 年 7 月 12 日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成 25 年 7 月 16 日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値)の単純平均値 321 円に対して 27.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

(注) ニンバスアソシエイツは、株式価値算定書並びにそれらの基礎となる対象者株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提出を受けた情報、一般に公開された情報及びニンバスアソシエイツが検討の対象としたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、ニンバスアソシエイツは、対象者株式価値の算定に際し、対象者の経営陣その他の担当者並びに当社らの経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを前提としております。

ニンバスアソシエイツは、対象者の株式価値の算定及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でニンバスアソシエイツに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、対象者株式価値の算定時点で開示のない事実又は事項及びそれ以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、対象者株式価値の算定結果に影響を与える可能性があります。

ニンバスアソシエイツは、対象者の資産及び負債(簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)につき独立した評価又は査定は行っておらず、第三者機関への評価又は査定の依頼も行っておりません。

ニンバスアソシエイツは、対象者の事業、業務、財務状況、計画その他業績見込みに関する情報が、対象者の経営陣による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移すること、また当社との本資本業務提携契約の締結によって対象者において生じる相乗効果を考慮した対象者の業績見込みに関する情報が、対象者並びに当社らの経営陣その他の担当者による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき対象者の株式価値を算定しております。業績見込み等において前提とした今後予測される事態や環境が業績見込み等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が対象者の株式価値に対して影響を与えることがあります。ニンバスアソシエイツが実施した対象者株式価値の算定は、こうした業績見込み等の現実性の審査を目的としておらず、当該業績見込み等又はそれらの根拠となった前提については、何ら保証するものでもありません。

株式価値算定書は、当社又はその取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、ニンバスアソシエイツは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることも推奨しておりません。

②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成 25 年 11 月 29 日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、GCAサヴィアンは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、対象者及び当社との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者はGCAサヴィアンから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、GCAサヴィアンは、対象者から事業の現状及び平成 26 年 12 月期以降の本事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を多面的に評価する観点から、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、上記各手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 317 円から 322 円

DCF法 : 338 円から 439 円

対象者プレスリリースによれば、市場株価法では、平成 25 年 11 月 29 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の株価及び取引量を観測して、基準日終値 322 円、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近 1 ヶ月の取引終値の単純平均値 317 円、直近 3 ヶ月の取引終値の単純平均値 320 円、直近 6 ヶ月の取引終値平成 25 年 7 月 12 日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成 25 年 7 月 16 日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値)の単純平

均値 321 円及び第 3 四半期決算公表日翌営業日（平成 25 年 10 月 28 日）以降基準日までの取引終値の単純平均値 317 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値を 317 円から 322 円までと算定したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、DCF 法においては、対象者は、GCA サヴィアンによる対象者株式の価値算定にあたり、対象者が平成 25 年 11 月 18 日に取締役会で承認した、対象者のスタンドアローン・ベース（当社とのシナジー効果を織り込まず、対象者単独で事業を継続した場合）での将来の事業計画として、本事業計画を提出したとのことです。GCA サヴィアンは本事業計画の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 338 円から 439 円までと算定したとのことです。なお、本事業計画では、平成 26 年 12 月期における売上高が 2,050 億円、営業損失が 43 億円、経常損失が 43 億円、平成 27 年 12 月期における売上高が 2,279 億円、営業利益が 19 億円、経常利益が 24 億円、平成 28 年 12 月期における売上高が 2,439 億円、営業利益が 49 億円、経常利益が 56 億円となっているとのことです（いずれも連結ベース）。本事業計画において大幅な増減益（利益の増加又は減少見込みが 30%以上である場合をいいます。）を見込む事業年度があるのは、平成 26 年度においては平成 25 年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるため更に減益が予想される一方、平成 27 年度以降については平成 25 年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成 27 年度においては部分的に、平成 28 年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためとのことです。

（注）対象者プレスリリースによれば、算定の前提条件は以下のとおりとのことです。

GCA サヴィアンは、対象者株式の株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としているとのことです。

③対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、UCC、THN、THN ケイマン及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けているとのことです。

④対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど多様な小売り形態を有する当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、対象者は当社を含むセブン&アイHDグループにおける全てのチャンネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャンネル戦略を共同で推進する中で、競合他社と差別化された商品やサービスの顧客への提案ができるとの判断に至ったことから、平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格については、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCA サヴィアンから取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対

象者株主の皆様判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち湊谷恵雄氏は当社と本 UCC 応募契約を締結している UCC の取締役を兼務しており、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の親会社であるセブン&アイHD の取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成 25 年 12 月 2 日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成 26 年 1 月 29 日から同年 3 月 31 日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式 24,732,700 株、払込価格は本公開買付け価格と同額である 1 株当たり 410 円、総額約 10,140 百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当て増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当て増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を 50.10% とするために必要な数の株式（但し、100 株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当て増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 24,732,700 株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

さらに、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当て増資により調達する資金については、対象者におけるオンラインショッピングサイトにおける使い勝手やポイント機能の改修などネット対応強化のための IT 投資資金として約 2,000 百万円、本資本業務提携に関連したセブン&アイHD グループ各社の店頭や各種媒体からの新規顧客開発費（カタログやネット・チラシ等のセブン&アイHD グループ顧客向けの顧客開発費用やプロモーション費用等）として約 1,500 百万円、通販商品のコンビニエンスストア受取やセブン&アイHD グループ各社との業務受委託などを実現することにより提携効果を最大化させるための IT 投資や物流投資資金として約 1,500 百万円、財務基盤強化のための金融機関からの借入金の返済資金として約 5,077 百万円（以上、合計約 10,077 百万円）を、それぞれ充当する予定であるとのことです。なお、上述のとおり、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当て増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式 24,732,700 株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、その場合はセブン&アイHD グループから借入などの資金面での支援を受けることで、上記項目を実施していくとのことであり、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、セブン&アイHD グループと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定とのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

本日現在、対象者の株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は、30,786,100 株（所有割合：50.74%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所第一部における上場を維持する方針です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①名称	株式会社ニッセンホールディングス	
②所在地	京都市南区西九条院町 26 番地	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐村 信哉	
④事業内容	ニッセングループ成長戦略の立案機能、ニッセングループポートフォリオの設計と M&A 等による新規事業開発機能、ニッセングループ経営執行の監督機能	
⑤資本金	11,218 百万円 (平成 25 年 9 月 20 日現在)	
⑥設立年月日	昭和 45 年 4 月 10 日	
⑦大株主及び持株比率 (平成 25 年 6 月 20 日現在)	ユーシーシーホールディングス株式会社	19.98%
	合同会社 THN	5.54%
	ティーエイチエヌケイマンインク (常任代理人 SMBC 日興証券株式会社)	3.54%
	株式会社りそな銀行	2.57%
	株式会社京都銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.56%
	ニッセン共栄会	2.45%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.37%
	日本ユニシス株式会社	2.37%
	川島 哲男	2.08%
	株式会社プレストシーブ	1.82%
⑧当社と対象者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	当社の 100%親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの社外取締役であるスコット・トレバー・デイヴィス氏は、対象者の社外監査役を兼務しております。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注)「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合を、小数点以下第三位を切捨てして記載しております。

(2) 日程等

①日程

取締役会決議	平成 25 年 12 月 2 日 (月曜日)
公開買付開始公告日	平成 25 年 12 月 3 日 (火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 25 年 12 月 3 日 (火曜日)

②届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 12 月 3 日 (火曜日) から平成 26 年 1 月 22 日 (水曜日) まで (30 営業日)

③対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 410 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツに対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、ニンバスアソシエイツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

ニンバスアソシエイツは、対象者の経営陣へのインタビュー、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての当社らへのインタビューを踏まえて、下記(注)の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行い、当社は平成25年11月29日付で対象者株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社はニンバスアソシエイツから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 317円から322円
類似会社比較法	: 371円から379円
DCF法	: 340円から494円

市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値322円、直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値(平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値)の単純平均値321円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を371円から379円までと算定しております。

DCF法では、対象者から当社が平成25年11月18日及びそれ以降に提供され、対象者プレスリリースにおいてその概要が公表された本事業計画、本事業計画を参考に当社が検討した独自の業績見込み(なお、当該独自の業績見込みにおいて、本取引及び本資本業務提携の効果を勘案しております。)、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年12月期以降の対象者の業績見込みに基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値を340円から494円までと算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の業績見込みにおいては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるため更に減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためです。

当社は、ニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、対象者株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTH

Nケイマンとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 410 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年 11 月 29 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値 322 円に対して、27.33%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成 25 年 11 月 29 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値 317 円に対して 29.34%、平成 25 年 11 月 29 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値 320 円に対して 28.13%、平成 25 年 11 月 29 日までの過去 6 ヶ月間の対象者株式の終値（平成 25 年 7 月 12 日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成 25 年 7 月 16 日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）の単純平均値 321 円に対して 27.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

（注）ニンバスアソシエイツは、株式価値算定書並びにそれらの基礎となる対象者株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提出を受けた情報、一般に公開された情報及びニンバスアソシエイツが検討の対象としたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、ニンバスアソシエイツは、対象者株式価値の算定に際し、対象者の経営陣その他の担当者並びに当社らの経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを前提としております。

ニンバスアソシエイツは、対象者の株式価値の算定及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でニンバスアソシエイツに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、対象者株式価値の算定時点で開示のない事実又は事項及びそれ以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、対象者株式価値の算定結果に影響を与える可能性があります。

ニンバスアソシエイツは、対象者の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）につき独立した評価又は査定は行っておらず、第三者機関への評価又は査定の依頼も行っておりません。

ニンバスアソシエイツは、対象者の事業、業務、財務状況、計画その他業績見込みに関する情報が、対象者の経営陣による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移すること、また当社との本資本業務提携契約の締結によって対象者において生じる相乗効果を考慮した対象者の業績見込みに関する情報が、対象者並びに当社らの経営陣その他の担当者による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき対象者の株式価値を算定しております。業績見込み等において前提とした今後予測される事態や環境が業績見込み等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が対象者の株式価値に対して影響を与えることがあります。ニンバスアソシエイツが実施した対象者株式価値の算定は、こうした業績見込み等の確実性の審査を目的としておらず、当該業績見込み等又はそれらの根拠となった前提については、何ら保証するものでもありません。

株式価値算定書は、当社又はその取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、ニンバスアソシエイツは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることも推奨しておりません。

②算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループは、これまで長年に亘り様々な形で対話を繰り返して参りました。その過程で、両グループの企業文化の根幹に「お客様や商品を大切に、弛まぬ品質向上と、より高い価値を提供し続けることを目指す」という考え方が共通して存在することが確認できました。こうした流れを踏まえ、本年入り後、両グループにて、協業の可能性につき具体的な協議を開始するに至り、その議論を通じて、「共通する価値観を有する両グループが手を合わせ、補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、新しい価値をお客様に提案することができる」との結論に達した次第であります。さらに、両グループの協業を本格的なものとするためには、「お互いを信頼し、共通の利益実現を目指して一心同体のパートナーとして業務を推進していけるよう、資本面でも関係を結ぶことが必要である」という観点でも一致しました。このため、平成 25 年 9 月頃、セブン&アイHDより、セブン&アイHDないし当社と対象者の間で資本業務提携を行い、対象者が当社の親会社であるセブン&アイHDの連結子会社になることを前提に、セブン&アイHDの完全子会社である当社が本公開買付けを実施する可能性について協議するため

の提案を行いました。その後、当社は、セブン&アイHDとともに、対象者との間で、資本業務提携の内容や方法等について慎重に協議・検討を行って参りました。この結果、当社らは、対象者株式に対する本公開買付け及び第三者割当ての方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得することにより、セブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力することが、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、セブン&アイHDグループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資するとの判断に至ったことから、平成 25 年 12 月 2 日、本資本業務提携契約を締結し、対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社にすることを決定いたしました。

上記を踏まえ、当社は、平成 25 年 12 月 2 日、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付価格を、以下の経緯により決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考にいたしました。なお、当社は、ニンバスアソシエイツから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 当該意見の概要

ニンバスアソシエイツは、対象者の経営陣へのインタビュー、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての当社らへのインタビューを踏まえて、上記「算定の基礎」欄に記載の（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行い、当社は平成 25 年 11 月 29 日付で対象者株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 317 円から 322 円
 類似会社比較法 : 371 円から 379 円
 DCF 法 : 340 円から 494 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、ニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、対象者株式の直近 6 ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTHNケイマンとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 410 円と決定いたしました。

③算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるニンバスアソシエイツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
30,786,100 株	18,444,400 株	30,786,100 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (18,444,400株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いま

せん。応募株券等の総数が買付予定数の上限（30,786,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	184,444 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.40%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	307,861 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.74%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	90,857 個	(買付け等後における株券等所有割合 14.97%)
対象者の総株主等の議決権の数	606,301 個	

- (注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（30,786,100株）に係る議決権の数（307,861個）を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第44期第3四半期報告書に平成25年6月20日現在の対象者の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）として記載している数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、それぞれの「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者株式の発行済株式総数（63,473,832株）から、対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に係る議決権数（606,761個）を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注5) 本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうち約50.74%に相当する議決権の数（93,587個）は計算上除外しております。これは、本公開買付けにおける買付予定数の上限を勘案し、仮に対象者の発行済株式総数（自己株式数を除く）の全てが本公開買付けに応募されたとすれば、あん分比例の方式による計算の結果、本公開買付けによって買い付けられることとなる特別関係者の所有株券等の割合は約50.74%と計算できるためです。なお、約50.74%という数字は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（30,786,100株）を、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者株式の発行済株式総数（63,473,832株）から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）で除して算出したものです。なお、UCCは当社に対し、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、UCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しているため、本日現在においてUCCは当社の特別関係者に該当してはおりますが、当社とUCCは、上記合意に起因して当社が本公開買付けを当社の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、当社がUCCに対して本公開買付けにおける買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行った場合には、上記合意は効力を失う旨も合意しており、これに従って上記合意が効力を失った場合には、UCCは当社の特別関係者には該当しなくなります。この場合、「買付け等後における特別

関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等後における株券等所有割合」は上記表に記載の数値から変動しますが、そのような場合でも、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等後における株券等所有割合」と「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等後における株券等所有割合」の合計が66.67%以上となることはありません。

(注6) 対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式(但し、100株未満を切り上げた数)について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式24,732,700株)のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

(7) 買付代金 12,622,301,000円

(注) 買付予定数(30,786,100株)に1株当たりの買付価格(410円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番地1号

②決済の開始日
平成26年1月29日(水曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,444,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(30,786,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け

を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数) の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びフないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ツに定める「イからソまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度(第43期事業年度(平成23年12月21日から平成24年12月20日まで))の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の約10%に相当する額(24億8,430万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいい、また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、当社が独占禁止法第10条第2項に基づき平成25年12月2日に公正取引委員会に対して行い受理された事前届出に対し、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) ご参考：対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の発行済株式総数(63,473,832株)から、対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数(2,797,707株)を控除した株式数(60,676,125株)を前提とすると、1株当たりの配当額は約40.94円(小数点以下第3位を四捨五入しております。)となります。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット& コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は

関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 12 月 3 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番地 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等については、「1. 買付等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど多様な業態を有する当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、対象者は当社を含むセブン&アイHDグループにおける全てのチャンネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャンネル戦略を共同で推進する中で、競合他社と差別化された商品やサービスの顧客への提案ができることの判断に至ったことから、平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格については、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンから取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成 25 年 12 月 2 日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち湊谷恵雄氏は当社と本UCC応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議

及び決議には参加しておらず、また、対象者の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の親会社であるセブン&アイHDの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

②本第三者割当増資

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

③本資本業務提携契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、平成25年12月2日に、セブン&アイHD及び対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約のうち、本公開買付けに関連する部分の概要は下記のとおりです。

（ア）目的

本業務提携を通じてセブン&アイHDグループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、及び当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社とすることを目的として、本取引を実施する。

（イ）業務提携及び経営体制

- （a）当社らと対象者は、下記の内容の業務提携をおこなうものとし、その詳細は別途協議の上決定する。
 - （i）顧客開拓における相互協力
 - （ii）マーケティング、販促における相互協力
 - （iii）取扱商品拡充に向けた相互協力
 - （iv）商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
 - （v）物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

- （b）当社らは、本取引の完了を条件として、対象者の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに対象者の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、対象者は、当社らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会において上程するために必要な措置及び当社らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとる。また、当社らが対象者並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、対象者は、対象者の指名・報酬委員会における決定に先立ち、当社らと協議を行う。

（ウ）本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等

- （a）対象者は、当社による本公開買付けに係る買付け期間の満了までの間、対象者の取締役及び監査役全員（但し、湊谷恵雄取締役及びスコット・トレバー・デイヴィス監査役を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。
- （b）対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付け期間が満了するまでの間に、対抗公開買付けが開始された場合、対抗公開買付けに対して反対の意見を表明するものとする。
- （c）対象者は、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）に剰余金の配当議案が提案された場合、当該議案に関して、当社ら

又は当社らが指名する者が対象者の株主から議決権の行使の委任を受けるにあたり、必要な協力を行うものとする。

- (d) 対象者は、会社法第 124 条第 4 項に基づき、当社が、本払込日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、本第三者割当増資によって当社が取得した対象者株式に係る議決権を行使できるようにする。
- (e) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本公開買付け、本第三者割当増資及び本業務提携と抵触もしくはこれらの取引の実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行ってはならない。
- (f) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、第三者から対象者に対して、対象者株式を対象とする対抗公開買付け、買集め行為その他の買付けに関する提案があった場合には、当該提案の内容をできる限り詳細に当社らに報告し、対象者と当社らは、当該提案への対処策及び本資本業務提携契約に定める本公開買付けに係る条件の見直し等につき速やか、かつ誠実に協議するものとする。
- (g) (i) 対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は上記 (a)、(b)、及び (e) の義務を免れる。
- (h) 当社らは、対象者が、(i) 本賛同決議を行っていない場合もしくは本賛同決議を撤回もしくは変更した場合又は(ii)対抗公開買付けに反対する旨の意見を表明しなかった場合（当該意見を撤回した場合を含む。）、対象者に対して、金 5 億円を支払うことを請求することができる。

(エ) 本第三者割当増資の実施

- (a) 対象者は、第三者割当ての方法により、以下の内容で当社に対象者株式を割り当て、当社はこれを引き受ける。但し、(i) 対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、当社ら及び対象者は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：24,732,700 株

払込金額：1 株につき金 410 円

払込金額の総額：金約 10,140 百万円

払込期間：平成 26 年 1 月 29 日から同年 3 月 31 日まで

その他：本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

- (b) 当社は、当社が引き受けた対象者株式のうち、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を 50.10%とするために必要な数の株式（但し、100 株未満を切り上げた数）について払込みを行う。但し、本払込日において、(i) 本第三者割当増資に関して対象者が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(ii) 本公開買付けに係る決済が開始されていること、(iii) 対象者の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、(iv) 本資本業務提携契約に基づき、本払込日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全

て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、当社がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(オ) 終了事由

本資本業務提携契約は、(i)平成26年2月末日までに本公開買付けが開始されなかった場合、及び(ii)本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合には終了する。但し、その場合でも、上記「(ウ) 本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等」の(h)に記載の義務は存続する。

(2) 投資者が買付け者への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①本公開買付けへの賛同

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、公開買付け期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする本第三者割当増資(普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円)について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式(但し、100株未満を切り上げた数)について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式24,732,700株)のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

②UCCと対象者との間の資本業務提携契約の合意解約

対象者が平成25年12月2日に公表した「ユーシーシーホールディングス株式会社との資本業務提携の解消に関するお知らせ」によれば、対象者の筆頭株主であるUCCが当社との間で本UCC応募契約を締結し、UCC応募対象株式の全部を本公開買付けに応募する旨の合意をしたことに伴い、対象者はUCCとの間で、平成25年12月2日付で、対象者とUCCとの間の平成24年3月26日付資本業務提携契約(以下「本UCC資本業務提携契約」といいます。)を合意解約する旨の合意書(以下「本合意書」といいます。)を締結したとのことです。但し、本合意書においては、本公開買付けが成立しないことを解除条件としているため、本公開買付けが成立しなかった場合は、本UCC資本業務提携契約は継続することとなるとのことです。

以 上

【勧誘規制】

本資料は、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本資料(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

本資料には、株式会社ニッセンホールディングス株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る資料又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社及びセブン&アイ・ホールディングスに対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、本資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。